

食品営業許可更新手続の延長について(フロー図)

※更新延長の申出を必要とせず、従前の許可期限を令和2年12月末まで延長する
(ただし、保険については別対応となりますので、各自保険会社へご相談ください)

【対象者】

沖縄県の保健所長(那覇市除く※)より許可を受けた
食品営業許可更新手続を要する事業者
(許可期限が令和2年4月～令和2年11月末までの者)

※那覇市保健所においても同様の取組を行います。

【更新手続】

※令和2年12月28日(月)までに更新手続

《提出物》

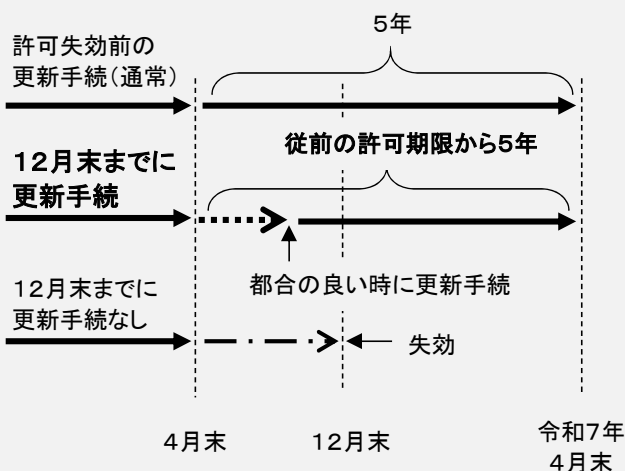
- ・営業許可申請書類一式
- ・申請手数料
- ・食品営業許可施設自己チェック票

書面審査により許可証交付

※更新後の許可の有効期間は、従前の許可期限の翌日から起算する

必要に応じて施設検査を実施

許可期限のイメージ (4月期限の簡易営業の場合)



【お問い合わせ先】

北部保健所	生活環境班	TEL:0980-52-2636
中部保健所	生活衛生班	TEL:098-938-9787
南部保健所	生活衛生班	TEL:098-889-6799
宮古保健所	生活環境班	TEL:09820-72-3501
八重山保健所	生活環境班	TEL:0980-82-3243
衛生薬務課		TEL:098-866-2055